

第4次基本計画（延長追加版）

第4次基本計画を2年間延長し、延長期間中の重要業績評価指標（KPI）の年度目標値及び早急に取り組むべき施策等を第4次基本計画（延長追加版）として策定したものであり、第4次基本計画に追加し、一体として取り組みを推進するものです。

1 計画期間の延長

「令和5年度～令和7年度の3年間」を「令和9年度まで2年間延長する」

令和7年3月21日 令和6年度第12回理事会（承認）

協議事項 第4次基本計画の期間延長について

令和7年度に第4次基本計画（3期目）を迎え、次期基本計画の新たな策定にむけて準備に入るところですが、「契約方法の見直し」への注力ならびに移行後の円滑な業務遂行を図るため、2年間延長（令和9(2027)年度末まで）することとします。

なお、重要行政評価指数（KPI）の設定及び新たに取り組むべき施策等について、取りまとめてまいります。

- <例> ○デジタル化の推進
○新公益法人制度への対応
○事務所移転（千葉中央コミュニティセンター）への対応

※ 計画期間を令和7年度までとする第4次基本計画を、以下、「現基本計画」と表記します。

2 計画期間延長の経緯

令和6年11月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）が施行されました。フリーランス法は、発注者に課される責務等を明確にしつつ、個人が事業者として受託した業務に安心して、安定的に従事することができる環境を整備することを目的としています。

フリーランス法の施行に伴い、シルバー会員（以下「会員」という。）がフリーランス法の適用を受けることとなるため、シルバー人材センター（以下「センター」という。）における会員へ業務委託について、センターはこれまでと同様のサービスを提供しつつ、発注者がセンターの会員と直接業務委託契約を締結し、こうした契約に基づいて会員が業務に従事することとなるよう契約方法の見直しを行う方針が厚生労働省から全国のセンターに対して示されました。

当センターにおきましても、この方針に従い、令和8年4月から契約方法を見直すこととし、令和7年3月開催の令和6年度第12回理事会において、第4次基本計画の延長について承認を得て、令和8年3月に理事会の議決を得て策定するものです。

3 期間延長における現基本計画との連続性

- ① 現基本計画の「計画の基本的考え方」及び「基本方針」、「基本方針実現のための取り組み（施策の展開）」等の現基本計画の根幹については変更せず、基本的に現基本計画全体を延長・継続する。

- ② 現基本計画期間中を中心に各種データを整理し、令和 8 年度と令和 9 年度の重要業績評価指標（KPI）の年度目標値を設定し、また、延長期間内に早急に取り組むべき施策を位置付ける。
- ③ 早急に取り組むべき施策は、特に取り組みを強化すべき施策（現基本計画期間中の重要業績評価指標（KPI）に係る実績値の伸び悩みがみられる項目）と新たに位置付ける施策とし、基本計画では方向性や取り組み例等を記載し、具体的な取り組み事業は、各年度の事業計画において推進する。

4 重要業績評価指標（KPI）の年度目標値の設定

※以下の各表の暫定値は、令和 8 年 1 月末日現在値

(1) 会員数、女性会員数、入会者数、退会者数（会員数は各年度末の数値）

	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
会員数	2,103	2,050	2,208	(2,130) ※2,250	2,253	(2,250) ※2,330	2,300
うち女性会員数	654	580	719	(620) ※680	724	(680) ※750	751
(女性会員数割合%)	(31.1)		(32.6)		(32.1)		(32.7)
入会者数	414	360	508	380	442	400	375
退会者数 (差引数)	323 (91)	320	408 (100)	300	397 (45)	280	328 (47)

※現基本計画の最終目標値を令和 6 年度に前倒し、令和 7 年度は新たに設定

[現基本計画での目標値設定方法]

- ・会員数：コロナ感染症の影響がなかった平成 30 年度末相当数を最終目標
- ・女性会員数：女性会員割合を令和 3 年度末 28%から最終目標 30%
- ・入会者数：会員数最終目標 2,250 人の達成のため年々増により最終目標 400 人
- ・退会者数：毎年度の施策により年々減により最終目標 280 人

【延長期間の目標値・設定方法】

(人)

	令和 8 年度(末)	令和 9 年度(末)
会員数	2,410	2,490
(うち女性会員)	810	830
入会者数	455	470

○会員数

令和 6 年度末の会員数 2,253 人は粗入会率（会員数/60 歳以上人口）が、0.71%と全国的に低い状況（令和 6 年度指定都市平均 1.07%）にあるため、粗入会率を毎年 0.02 ポイント増加させる

○女性会員数

女性会員割合を、早期に 33.3%（3 人に一人は女性）とする

○入会者数

令和 4 年度から令和 6 年度までの入会者数平均に、会員数の目標増加率を加える

○退会者数

退会する会員の約 74.1%が、センターの活動では減らすことができない病気、死亡や他での就職などを理由としているため、目標値は設定しない

(2) 就業延人員、契約金額、新規契約件数（受託事業※、派遣事業）

※受託事業は請負及び（準）委任であり、包括的契約による場合を含む。以下同じ。

①就業延人員（受託事業、派遣事業）

（人日）

	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
受託事業	187,749	190,700	188,767	202,400	188,649	216,000	147,656
派遣事業	16,672	18,100	19,545	19,800	19,959	21,700	19,179

[現基本計画での目標値設定方法]

- ・受託事業：会員数の伸びと施策の効果から最終目標を 216,000 人日
- ・派遣事業：第 3 次基本計画期間中の 10%増/年度から最終目標を 21,700 人日

【延長期間の目標値・設定方法】

（人日）

	令和 8 年度	令和 9 年度
受託事業	209,000	219,000
派遣事業	23,800	26,000

○受託事業

現基本計画での目標値に対する実績値の伸び悩みがみられるため、新たに、会員の就業率平均（就業実人員/会員数）を徐々に増やし、就業延人員の就業実人員に対する平均割合（就業延人員/就業実人員）を乗じて就業延人員とする

○派遣事業

現基本計画の目標値設定方法と同じく 10%/年度の伸び率とする

②契約金額（受託事業、派遣事業）

（百万円）

	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
受託事業	875.7	870	909.2	930	937.8	1,000	457
派遣事業	96.5	95	116.6	100	123.9	105	74

[現基本計画での目標値設定方法]

- ・受託事業：就業延人員の増等から最終目標を 10 億円
- ・派遣事業：就業延人員の増等から最終目標を 1 億 500 万円

【延長期間の目標値・設定方法】

	令和8年度	令和9年度
受託事業	1,010	1,050
派遣事業	140	153

○受託事業・派遣事業

就業延人員目標値に、契約金額に対する就業延人員の平均割合（契約金額/就業延人員）を乗じて目標契約金額とする

③新規契約件数（受託事業、派遣事業） (件)

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
受託事業	1,004	1,100	1,080	1,200	944	1,350	741
派遣事業	12	8	14	9	6	10	25

[現基本計画での目標値設定方法]

- ・受託事業：コロナ感染症の影響のなかった 2018(平成 30)年度相当数を最終目標
- ・派遣事業：第 3 次基本計画期間中の最多契約数 10 件を最終目標

【延長期間の目標値・設定方法】

	令和8年度	令和9年度
受託事業	1,175	1,350
派遣事業	11	12

○受託事業

現基本計画での目標値に対する実績値の伸び悩みがみられるため、現基本計画の最終目標を継続し、新規契約に努める

○派遣事業

令和4年度から令和6年度までの実績値をもとに、着実に新規契約を増やす

(3) 重篤事故数、障害事故数（就業中、就業途上）、賠償事故数 (件)

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
重篤事故	0	0	0	0	0	0	0
就業中傷害事故	10	5	8	5	15	5	10
就業途上傷害事故	2	2	7	2	3	2	5
賠償事故	14	6	6	6	10	6	14

[現基本計画での目標値設定方法]

- ・重篤事故数：期間中 0 件
- ・就業中傷害事故数：第 3 次基本計画期間中の最低件数 7 件より少ない 5 件
- ・就業途上傷害事故数：第 3 次基本計画期間中の最低件数 3 件より少ない 2 件
- ・賠償事故数：第 3 次基本計画期間中の最低件数 7 件より少ない 6 件

【延長期間の目標値・設定方法】

	令和 8 年度	令和 9 年度
重篤事故	0	0
就業中傷害事故	5	5
就業途上傷害事故	2	2
賠償事故	6	6

○重篤事故数・就業中傷害事故数・就業途上傷害事故数・賠償事故数

延長期間に、目標値の件数を引き上げることは望ましくないため、いずれも現基本計画と同じ目標値とし、事故発生件数低減に努める

(4) Smile to Smile 登録会員数

業務の効率化を図るためデジタル化を推進するにあたり、会員のデジタル利用の促進について新たに目標を設定する

(実績値) 令和 5 年度 26.0% 令和 6 年度 37.1%

令和 7 年度 (暫定値) 41.1%

※Smile to Smile は令和 5 年 8 月導入

	令和 8 年度	令和 9 年度
登録会員数割合	57%	66.7%

○登録会員数割合

これまでの進捗状況も踏まえ、登録者割合を早期に 66.7% (3 人に 2 人) とする

5 延長期間内に早急に取り組むべき施策

(1) 特に取り組みを強化すべき施策

①安全就業の更なる強化

現基本計画の重要業績評価指標 (KPI) 「3 重篤事故数、傷害事故数 (就業中、就業途上)、賠償事故数」は、全件事事故数が各年度の目標値を大幅に上回ってしまっていますが、多く発生する事故を 1 件でも減らせるよう取り組みます。

<取り組み例>

- ・フレイル予防の啓発
- ・ホームページや広報媒体への発生状況やチェックリスト等の掲載
- ・自転車乗車中のヘルメット着用・保険加入の勧奨

②就業機会の更なる拡大 (就業延人員・新規契約数)

現基本計画の重要行政評価指標 (KPI) 「2 就業延人員 (受託事業)、新規契約件数 (受託

事業、派遣事業)」は、各年度の目標値に対する実績値がほぼ未達の状況にあります。

いずれの項目も地道な取り組みの積み重ねであるため、急速に拡大できる特効薬はないものの、PDCA サイクルを活用した新規・拡充事業等を各年度事業計画に盛り込んで実施していきます。

＜取り組み例＞

- ・会員キャリア登録シートの受注活用
- ・受注に対するマッチング状況のデータ化
- ・ホームページ等からの受注の拡大

(2) 延長期間内に新たに取り組むべき施策

① デジタル化の推進

受注の拡大や会員の利便性の向上、業務の効率化等を図るためシルバー事業のデジタル化を推進する。新たに重要業績業務評価指標（KPI）を設定し、会員のデジタル利用について、一つの見える化を図るとともに、他都市センター等の事例など有用な情報の実装に向け取り組んでいきます。

＜取り組み例＞

- ・入会説明会における Smile to Smile 登録案内
- ・スマホ教室等への参加促進
- ・事務局内業務の非デジタル業務のチェック

② センター事務所の移転への対応

現在、千葉市において、千葉中央コミュニティセンター（千葉市役所向かい）の減築大規模改修工事が進められており、令和10年4月（予定）の供用開始時には、センターの事務所が入居することとなっています。今後、必要な情報を会員にお知らせしていくとともに、移転に際して事故なく円滑に行われるよう計画的な準備を進めます。

＜取り組み例＞

- ・移転計画の策定
- ・千葉市、システム会社等との協議・調整

※千葉市における千葉中央コミュニティセンター工事の概要

ホーム＞市政全般＞組織案内＞組織から探す＞財政局

＞財政局資産経営部資産経営課＞千葉中央コミュニティセンター再整備事業

千葉市：千葉中央コミュニティセンター再整備事業

http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/cccc_saiseibi.html

※実施計画の概要

http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/documents/jissisekkei_gaiyou.pdf

③ 新公益法人制度への対応

財務規律の柔軟化・明確化、自律的ガバナンスの充実・透明性の向上等を目的に、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が、令和 7 年 4 月 1 日改正・施行されました。

改正法では、中期的な収支均衡（黒字は5年間で解消、過去の赤字と通算可など）、処分庁への手続の簡素化・合理化（事業変更の多くが、事前認定から事後変更届へなど）、自律的ガバナンスの充実・透明性向上（外部理事・監事の導入や情報開示の強化など）を柱としています。

法律等の改正に伴い、特に新会計基準（「わかりやすい財務諸表」への見直しなど）への対応は、3年間の移行期間（令和 10 年度事業開始時までに移行）終了までに移行することが必要であり、計画的に適切に対応していきます。

<取り組み例>

- 新基準等の適用開始が内容により異なるため、移行時期の正確な把握と適切な対応
- 幅広い情報収集によるスケジュールリング

(3) 基本方針との関連付け

延長期間内に新たに取り組むべき施策等は、以下の通り、4つの基本方針及び基本方針実現のための取り組み（施策の展開）に含め、各年度の事業計画等における新規・拡充事業等により、取り組みを強化していきます。

安全就業の更なる強化	基本方針 3 安全・適正就業の推進
就業機会の更なる拡大 (就業延人員・新規契約数)	基本方針 2 就業機会の拡大
センター事務所の移転への対応	基本方針 4 事業推進体制の強化
新公益法人制度への対応	基本方針 4 事業推進体制の強化

従って、計画の進行管理も、基本的に新たに取り組むべき施策等を含めた 4 つの基本方針と施策の展開ごとに行っていきませんが、「デジタル化の推進」は、横断的に状況を把握していくことも必要と考えられますので、「デジタル化の推進」として進行管理を行うこととします。なお、その際に、必要に応じて、4つの基本方針と施策の展開へも再掲を行います。主な再掲場所は、以下のとおりです。

デジタル化の推進	基本方針 2 就業機会の拡大 (2) 就業提供・マッチングの強化 (4) スキルアップの推進 (5) 発注者の満足度アップのための取り組み
	基本方針 4 事業推進体制の強化

(参考) 基本方針と施策の展開

- 1 会員の増強
 - (1) 入会の促進
 - (2) 退会の抑制
 - (3) 女性会員の拡大と活躍の推進
 - (4) 会員相互の交流促進
- 2 就業機会の拡大
 - (1) 就業開拓の強化
 - (2) 就業提供・マッチングの強化
 - (3) 労働者派遣事業の推進
 - (4) スキルアップの推進
 - (5) 発注者の満足度アップのための取り組み
 - (6) 独自事業の推進
 - (7) 地域貢献活動の推進
- 3 安全・適正就業の推進
 - (1) 安全就業の強化
 - (2) 安全意識の高揚
 - (3) 健康管理の推進
 - (4) 適正就業の推進
- 4 事業推進体制の強化
 - (1) 会員組織の充実
 - (2) 多様な声を活かした事業運営の推進
 - (3) イメージアップのための戦略的な広報活動の推進
 - (4) 事務局体制の充実
 - (5) 関係機関・団体等との連携強化